

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

南島原市では、平成20年3月に「南島原市男女共同参画計画」を策定し、誰もが個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、さまざまな取り組みを推進してきました。

この計画は第2次計画（平成25年3月策定）を経て、平成30年3月には「第3次南島原市男女共同参画計画 ハーモニープラン」（以下、前計画という。）が策定されました。この計画は「男女（とも）に育てよう 笑顔あふれる 南島原」を基本理念とし、4つの基本目標のもと、11の施策の方向性（施策分野）と29項目の施策を展開し、誰もが自らの意思によって生き生きと活動し、笑顔があふれる南島原市の実現に市民とともに努めてきました。しかし、市民意識調査の結果をみると、いまだに男女間の不平等を感じている人がいたり、性別によって役割を決めつけるような場面があったりと、本市における男女共同参画の推進は道半ばというのが実情です。

国内外の動向をみると、世界経済フォーラムが毎年公表するジェンダーギャップ指数※（男女格差を測る指数）で、日本は先進国の中で最低水準が続いています。また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。

それらの解消には国・地方自治体・市民それぞれの立場で男女共同参画の推進に向けたいっそうの努力を重ねることが重要となっています。

このような中、前計画が令和4年度末（令和5年3月末）で計画期間を終えることから、本市における男女共同参画社会づくりに向けた取り組みの実効性をより高めるとともに、女性の能力を十分に発揮できる社会づくりをいっそう進めるため、これまでの計画の進捗状況や市民ニーズに対応しながら、男女共同参画を推進していくための指針として、「第4次南島原市男女共同参画計画 ハーモニープラン」（以下、本計画という。）を策定しました。

国際社会や国・県の動向とも同調・連携しながら、本計画にそって定められた施策を着実に実施し、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）の実現を目指します。

※ ジェンダーギャップ指数

世界経済フォーラムが各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

2. 計画の性格と役割（位置づけ）

本計画は以下の5点の考え方や法律に従って策定を行います。

- I. 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく計画です。
- II. 本計画の基本目標Ⅱ及び基本目標Ⅲの部分は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項の規定に基づく市の推進計画です。
- III. 本計画の基本目標Ⅳの「配偶者等からの暴力（DV）防止対策の推進」に関する部分は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項の規定に基づく市の推進計画です。
- IV. 本計画は、南島原市総合計画を上位計画とする部門別計画として、他の部門別計画との整合を図りながら、男女共同参画を推進するためのさまざまな分野にわたる関連施策を総合的かつ計画的にまとめたものです。
- V. 本計画は、市民、事業者、関係団体、行政が協働で取り組む施策を示したものです。

◆各法律の内容（抜粋）

●「男女共同参画社会基本法」第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより、期間中であっても必要に応じて見直すものとします。

(年度)

	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
前計画	実施期間									
本計画					策定	実施期間				

4. 策定体制

本計画の策定にあたっては、以下のような取り組みを行い、その結果を内容に反映させました。

①「第4次南島原市男女共同参画計画策定にかかるアンケート調査」の実施

本計画策定に向けて現状分析の基礎資料とするため、以下の内容でアンケート調査を実施しました。

- ◇調査対象者：無作為に抽出された20歳以上80歳未満の市民の方1,000名
- ◇調査期間：令和4年1月6日（木）～2月11日（金）
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式
- ◇回収結果：配布数1,000件 有効回収数391件 有効回収率39.1%

②南島原市男女共同参画庁内推進会議の開催

市長を会長とした庁内の推進組織である「南島原市男女共同参画庁内推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催し、男女共同参画にかかる本市の状況や課題、今後の方向性等について審議し、本計画の策定を行いました。

③南島原市男女共同参画推進懇話会の開催

各種団体の代表者や学識経験者、公募市民らからなる南島原市男女共同参画推進懇話会を開催し、男女共同参画にかかる本市の状況や課題、今後の方向性等について審議し、ご意見やご提言をいただきました。

④パブリックコメントの実施

市民のご意見・ご提言を本計画に反映させるため、以下の日程で計画最終案を市ホームページ等で公開し、パブリックコメントを実施しました。

◇実施期間：令和5年2月6日（月）～2月20日（月）